

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO. 79

**〔共通〕** 問1 次の防火対象物のうち、消防法令上、当該防火対象物の管理について権原を有する者が必ずしも防火管理者を定める必要がないものを1つ選べ。ただし、いずれの防火対象物も収容人は50人以上であり、かつ、当該防火対象物の外壁及び床又は屋根を有する部分が電気工事等の工事中的のものとする。

- (1) 地階の床面積の合計が $1,000\text{m}^2$ 、地階を除く階数が11、かつ、延べ面積が1万 $\text{m}^2$ の新築の工事中的の建築物
- (2) 地階の床面積の合計が $3,000\text{m}^2$ 、地階を除く階数が5、かつ、延べ面積が5万 $\text{m}^2$ の新築の工事中的の建築物
- (3) 地階の床面積の合計が $4,000\text{m}^2$ 、地階を除く階数が7、かつ、延べ面積が3万 $\text{m}^2$ の新築の工事中的の建築物
- (4) 地階の床面積の合計が $5,000\text{m}^2$ 、地階を除く階数が3、かつ、延べ面積が4万 $\text{m}^2$ の新築の工事中的の建築物

**〔消防用設備等〕** 問1 次の開口部のうち、消防法令上、防火対象物点検及び避難器具の設置の要否に係る「避難上有効な開口部」として必要な要件を満たしているものを1つ選べ。ただし、当該開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないもので、かつ、開口のため常時良好な状態に維持されているものとする。

- (1) 床面から開口部の下端までの高さが20cmで、直径1mの円が内接することができる開口部
- (2) 床面から開口部の下端までの高さが15cmで、幅が95cm、高さが1.1mの開口部
- (3) 床面から開口部の下端までの高さが10cmで、幅が80cm、高さが1.5mの開口部
- (4) 床面から開口部の下端までの高さが5cmで、幅が70cm、高さが1.8mの開口部

**〔消防用設備等〕** 問2 消火器具の設置義務のある地階を除く階数が7の防火対象物又はその部分に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を、設備等技術基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した場合、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を当該防火対象物の区分に応じて消防法令で定める面積で除して得た数値に対して、設置すべき消火器具の能力単位の数値の合計は最大でどこまで減少した数値とすることが可能か答えよ。ただし、屋内消火栓設備等の対象物に対する適応性は当該消火器具の適応性と同一であり、消火器具を設置すべき範囲は全て当該消火設備の有効範囲内にあるものとする。

- (1) 最大で2分の1までを減少した数値とすることができる。
- (2) 最大で3分の1までを減少した数値とすることができる。
- (3) 最大で4分の1までを減少した数値とすることができる。
- (4) 最大で5分の1までを減少した数値とすることができる。

**〔防火査察〕** 問1 立入検査に関する記述のうち、不適当なもののは次のうちどれか。

- (1) 立入検査については、罰則によってその実効性が担保されているので、相手方が抵抗した場合は、業務の効率化を図るため、その抵抗を排除して立入検査を行うべきである。
- (2) 検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入りの際、安全確保等の観点から必要に応じ検査場所の状況に精通した者の立会いを求めるべきである。
- (3) 立入検査に際し、相手方から暴行等を受けた場合は、速やかに上司に連絡をとるとともに、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の保全を図る必要がある。
- (4) 消防職員は、立入検査において知り得た関係者の秘密は、正当な理由なくして漏らしてはならないが、職務上必要な事項として、上司に立入検査結果を報告する場合等は、正当な理由があると考えられる。

**〔防火査察〕** 問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なもののは次のうちどれか。

- (1) 命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための告発等を実施する必要がある。
- (2) 違反を示すための写真は、違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、1つの違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係は明らかにする必要がある。
- (3) 警告・命令の履行期限は、個々の違反事項について社会通念上是正可能と認められる客観的所要日数と火災予防上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。
- (4) 命令を発動した場合の教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になる場合がある。

**〔危険物〕** 問1 屋内貯蔵所における類を異にする危険物の同時貯蔵禁止の例外とされているものとして、誤っているものはどれか。

- (1) 第2類の危険物と第6類の危険物を貯蔵する場合
- (2) 第4類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものと第5類の危険物のうち有機過酸化物又はこれを含有するものを貯蔵する場合
- (3) 第1類の危険物と第6類の危険物を貯蔵する場合
- (4) 第3類の危険物とその保護液の用に供するための第4類の危険物を収納した容器を貯蔵する場合

〔危険物〕 問2 次の①～④のうち、消防法令に適合しないものはいくつあるか。

- ① セルフ給油取扱所において丙種危険物取扱者が制御卓の操作を行うこと。
  - ② 実務経験のない甲種又は乙種危険物取扱者が危険物取扱いの立会いを行うこと。
  - ③ 丙種危険物取扱者が第3石油類(潤滑油)の取扱いを行うこと。
  - ④ 1年の実務経験を有する乙種危険物取扱者を保安監督者に選任すること。
- (1) 1つ (2) 2つ  
(3) 3つ (4) なし

## 昇任試験実力養成講座・予防技術検定模擬テスト〈解答と解説〉

### 共通(消防士長・消防司令補)問題

#### 〔地方自治〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 地方自治法第145条参照。  
(2) 地方自治法第140条第1項参照。  
(3) 地方自治法第141条第1項参照。  
(4) 地方自治法第141条第2項参照。

#### 〔行政手続〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 行政訴訟法第3条第1項参照。  
(2) 行政訴訟法第3条第2項参照。  
(3) 行政訴訟法第3条第3項及び同条第7項参照。  
(4) 行政訴訟法第3条第4項参照。

#### 〔地公法〕

問1 答 (2)

- 解説 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が平成26年5月14日に公布され、公布日から2年以内に施行することとされている。
- (1) 正しい。改正後地公法第15条の2参照。
  - (2) 誤り。現行の地公法においても昇任試験に関する規定がある。現行地公法第19条等参照。
  - (3) 正しい。従来の勤務成績の評定に替わり、人事評価に関する規定が設けられた。改正後地公法第6条、第23条から第23条の4参照。
  - (4) 正しい。退職管理の適正の確保に関する規定が設けられ、設問のほかにも、再就職情報の届け出や、不正な行為をするよう働きかけた元職員への罰則等が設けられた。
  - (5) 正しい。なお、地方公共団体の長は、報告を取りまとめ、公表しなければならないこととされている。改正後地公法第58条の3参照。

問2 答 (3)

- 解説 (1)、(2) 正しい。地公法第22条第1項参照。

- (3) 誤り。条件附採用の期間は、原則6か月であり、人事委員会は、1年に至るまで延長することが可能であるが、これは、勤務日数が不足した場合を想定したものであり、能力が不足している際の措置ではない。また、職員の申請により、期間を延長するものでもない。
- (4) 正しい。地公法第22条第6項参照。
- (5) 正しい。条件附採用の期間中の職員を除外する規定はない。

#### 〔消防組織〕

問1 答 (5)

- 解説 (1) 正しい。消防組織法第17条第3項参照。  
(2) 正しい。消防職員委員会の組織及び運営の基準(以下「基準」)第5条の2参照。  
(3) 正しい。委員会の会議は、毎年度前半に一度開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとされている。基準第7条第1項参照。  
(4) 正しい。このほかにも、福利厚生に関することや被服及び装備品に関することも審議事項として法定されている。消防組織法第17条第1項参照。  
(5) 誤り。委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者の出席で開催され、その議事は、出席委員の過半数で決する。なお、可否同数の場合は、委員長長の決するところによるものとされている。

問2 答 (4)

- 解説 緊急消防援助隊運用要綱第13条参照。指揮本部のつかさどる事務である。

問3 答 (2)

- 解説 (1) 消防組織法第17条第1項第1号参照。  
(2) 消防組織法第29条第2号参照。  
(3) 消防組織法第17条第1項第2号参照。  
(4) 消防組織法第17条第1項第3号参照。

スを確保する。

- (5) 救出時は、安易に過剰な破壊等を行うことなく、できるだけ最少の破壊でかつ迅速な方法を選択し、トータル被害の軽減に努める。

**問2 答 (1)**

**解説** 報道発表を行う場合は、指揮本部の指揮活動に影響のない場所を選定する。

**問3 答 (4)**

- 解説** (1) 火災現場付近を優先して活動する。  
(2) 原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぐ。  
(3) 人命危険が予想される対象物に事故が発生した場合は優先して出場し、活動を実施する。  
(5) 容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。

消防司令問題

**〔消防法〕**

**問1 答 (4)**

- 解説** (1) 消防法2条に規定されているため、誤り。  
(2) 「その他の場所」の搬送も該当するため、誤り。  
(3) 搬送手段の有無は問われないため、誤り。  
(4) 正しい。  
(5) 救急救命士法に根拠があるため、誤り。

**〔人事管理〕**

**問1 答 (2)**

- 解説** (1) Off-JTに該当するため、誤り。  
(2) 正しい。  
(3) Off-JTの問題点であるため、誤り。  
(4) OJTの利点であるため、誤り。  
(5) OJTの問題点であるため、誤り。

**〔行政法〕**

**問1 答 (2)**

- 解説** (1) 10日を経過した日から施行するため、誤り。  
(2) 正しい。  
(3) 委託した地域にも効力は及ぶため、誤り。  
(4) 組合の条例は全域に効力が及ぶため、誤り。  
(5) 日本の全ての法令の適用を受けないため、誤り。

**〔警防〕**

**問1 答 (1)**

**解説** 都道府県大隊本部の事務である。

**問2 答 (2)**

**解説** むやみに注水することなく、中性帯を活用して内

部確認を急ぐ。

**問3 答 (3)**

**解説** 隊員をドアの正面に立たせることなく、ドアを盾にして炎の吹き出しに備える。また、警戒筒先を忘れずに配備する。

**〔救急〕**

**問1 答 (2)**

- 解説** 全てのショックは悪化すれば皮膚は蒼くなり、末梢血管抵抗は下がり、頸静脈は虚脱するが、それぞれのショックの分類の特徴をとらえる。  
b 心原生ショックでは末梢血管抵抗は上がる。  
c 閉塞性ショックでは頸静脈は拡張する。  
d 神経原性ショックでは頸静脈は虚脱する。

**問2 答 (2)**

- 解説** c 救急救命士法第32条に救急救命士試験委員の設置は記載されているが、任期、数は救急救命士法施行令第3条に規定されている。  
d 救急救命処置録の記載義務は救急救命士法第46条に記載されているが、記載事項は救急救命士法施行規則第23条に規定されている。

**問3 答 (1)**

**解説** 「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る取扱いについて」(平成26年1月31日付け医政指発0131第1号厚生労働省医政局指導課長)参照。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

**問1 答 (3)**

- 解説** (1) 消防法施行令第1条の2第3項第2号イ参照。地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万㎡以上なので防火管理者の選任義務がある。  
(2) 消防法施行令第1条の2第3項第2号ロ参照。延べ面積が5万㎡以上なので防火管理者の選任義務がある。  
(3) 消防法施行令第1条の2第3項第2号イ、ロ、ハ参照。左記のいずれの要件も満たさないため、必ずしも防火管理者の選任義務はない。  
(4) 消防法施行令第1条の2第3項第2号ハ。地階の床面積の合計が5,000㎡以上なので防火管理者の選任義務がある。

**〔消防用設備等〕**

**問1 答 (3)**

解説 消防法施行規則第4条の2の2参照。本設問の場合、防火対象物点検及び避難器具の設置の要否に係る「避難上有効な開口部」とは、床面から開口部の下端までの高さが15cm以内で、かつ、直径1mの円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部とされている。

問2 答 (2)

解説 消防法施行令第10条第3項、消防法施行規則第8条参照。地上10階建て以下の防火対象物であれば、消火器具以外の消火設備を設置しない場合と比べて、設置すべき消火器具の能力単位の数値の合計は最大で3分の1まで減少した数値とすることができる。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

解説 (1) 立入検査は、相手方の抵抗を排除してまで検査を行うことはできないので、不適當。  
 (2) 立入検査マニュアルにより適當。  
 (3) 立入検査マニュアルにより適當。  
 (4) 立入検査マニュアルにより適當。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (2) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (3) 違反処理マニュアルにより適當。  
 (4) 教示を怠り、又は誤った場合は、当然に命令

が取り消されたり、あるいは無効になるものではないので、不適當。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 貯蔵所においては類を異にする危険物の同時貯蔵は禁止されているが、危険性が類似する危険物の組み合わせ等については例外とされている。第2類(可燃性)と第6類(酸化性)との組み合わせは、基本的に避けなければならない。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第26条第1項第1号の2  
 危険物の規制に関する規則第39条

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の6の4第3項第2号

問2 答 (1)

解説 甲種又は乙種危険物取扱者は、自ら危険物の取扱いを行うほか危険物取扱いの立会いを行うことができる。一方、丙種危険物取扱者は、限られた危険物の取扱いのみが行える。セルフ給油取扱所における顧客が行う危険物の取扱いは、制御卓において甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会うことにより行われるものである。したがって、①は消防法令に適合しない。

〔参照条文〕

消防法第13条第1項、第3項  
 危険物の規制に関する規則第49条

# 消防官のための 憲法入門

【消防昇任試験対策 模擬問題 150問付】

■ 関 東 一 著 A5判 / 304頁  
 定価 (本体2,500円+税)

◆消防法令に基づいて執行される消防行政の場において、その解釈・適用にあたっては、憲法の趣旨を尊重しなければなりません。本書では、憲法の規定のうち、消防行政上必要と思われる事項について、わかりやすく解説、あわせて、各節ごとに模擬問題を設け、昇任試験対策書としても利用できる参考書！



主な目次

はしがき	第4部 基本的人権	法定手続の保障 (適正手続の保障) ほか
第1部 序説	[1] 総説	[5] 社会権
憲法の意義と種類 / 日本国憲法の基本原理 / 三権分立主義 (権力分立制) ほか	基本的人権の意義と特性 / 公務員の特別権力関係と基本的人権との関係 ほか	生存権 / 教育を受ける権利 ほか
第2部 天皇	[2] 自由権 (精神的自由)	[6] 受益権
天皇の地位 / 皇位の継承 / 天皇の権限 ほか	思想・良心の自由 / 信教の自由 ほか	損害賠償請求権 / 刑事補償請求権 ほか
第3部 戦争の放棄	[3] 自由権 (経済的自由)	[7] 参政権
戦争の放棄の内容 (第9条第1項) / 交戦権の否認の内容 (第9条第2項後段) ほか	職業選択の自由 / 財産権の保障 ほか	参政権の内容 ほか
	[4] 自由権 (人身 (身体) の自由)	[8] 国民の義務
		国民の一般的・基本的義務 ほか

一近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03(3593) 1401 FAX 03(3593) 1420-